

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業 【訪問介護】事業者説明会

岡山市では平成29年4月から
「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します！

平成29年2月23日（木）
百花プラザ
岡山市保健福祉局事業者指導課

目次

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 2 訪問型サービスについて
 - ①概要
 - ②加算及び減算
 - ③研修、定款・運営規程等の記載
 - ④請求(サービス種類コード)の変更
 - ⑤日割り算定・請求
- 3 請求明細書の作成について(別冊資料1)
(添付資料)
 - 01 「岡山市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A」
 - 02 「生活支援訪問サービス計画書(参考様式)」
 - 03 「自立生活支援のための見守りの援助について」

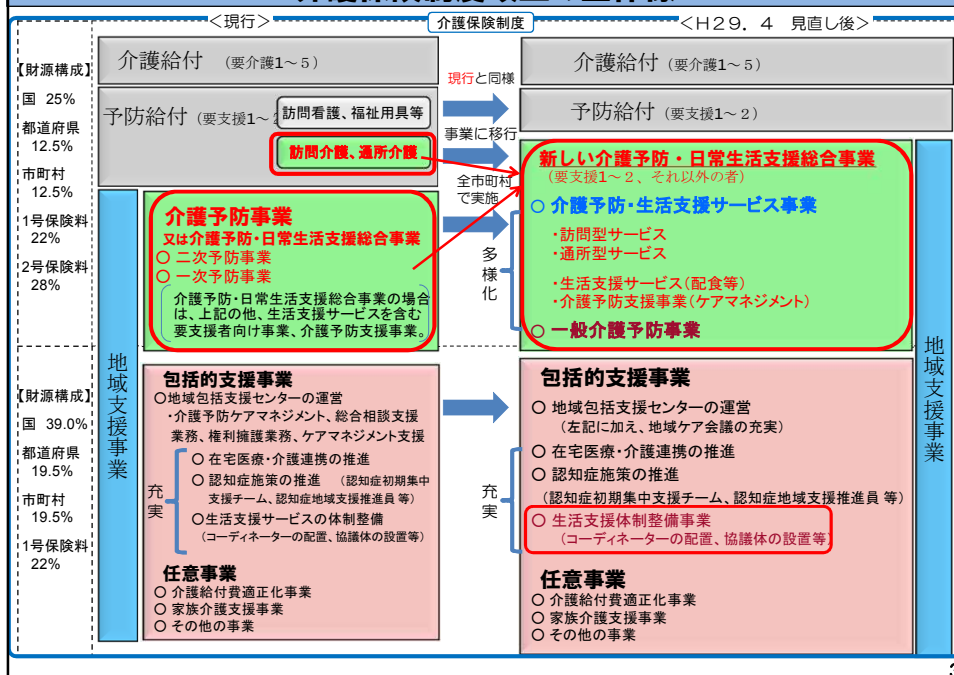
「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要

1. 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成26年の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村が平成30年度までに実施することになっている。**(岡山市はH29. 4月スタート)**

2. 要支援の**デイサービス、ヘルパー**、今までは**介護保険法(全国一律)**で内容が決まっていた。

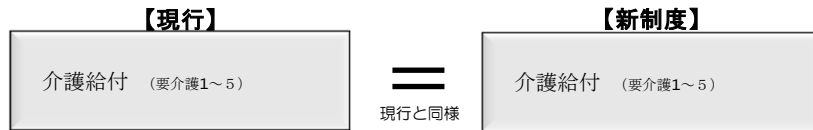
3. 総合事業として、市町村独自で基準等を定めることで、**多様なサービスが提供可能**となる。

介護保険制度改正の全体像

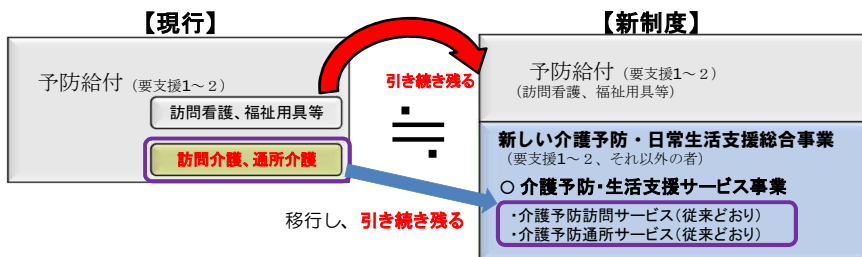


「介護予防・日常生活支援総合事業」の類型

①要介護1～5の方の介護給付のサービスは今までどおり。



②要支援1, 2の方の予防給付のサービスも今までどおり残るが、**訪問介護・通所介護は、総合事業の訪問・通所サービスへ変更。**

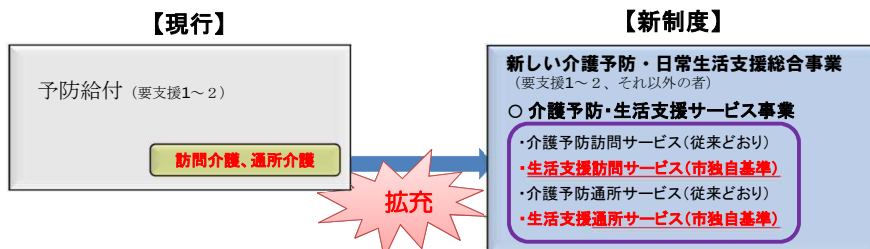


4

「介護予防・日常生活支援総合事業」の類型(岡山市)

③②に加えて、岡山市では、**訪問介護、通所介護**の提供者資格等の基準を緩和した、市独自基準の「訪問型サービス」と「通所型サービス」を実施。

※結果、サービス種類が2種類から4種類へ拡充



5

総合事業になると何が変わるの？

①介護サービス利用者の方については、

○要介護1～5の介護給付利用者は、今までどおり介護サービスを使っていただけです。

○要支援1、2の予防給付利用者は、基本的に認定手続きや、現在利用しているサービスは変わりませんが、市独自基準の訪問・通所サービスの新設により、サービスの選択肢が増えることとなります。

○要支援1、2の予防給付利用者の中でも、訪問又は通所のみの利用者は、要支援認定の手続きを簡素化できることもメリットとして挙げられます。

※要支援認定の手続きの簡素化とは、基本チェックリストを実施し、**事業対象者の基準**に当てはまる方については、訪問又は通所のサービスが利用できるようになるものです。

6

訪問型サービス・通所型サービスの内容

○従来どおりのサービスを残しつつ、訪問型サービス、通所型サービスとも新たに創設されるサービスがあることにより、サービスの多様化が図られ、また、介護人材のすそ野が広がることとなります。

平成29年4月から開始する予定の訪問型サービス・通所型サービス

	サービス種類	内容	自己負担額
訪問型サービス	① 従来どおりのサービス	現在の介護予防サービスと同等のサービス：入浴、排せつ、食事の介助（身体介護）、その他の生活全般にわたる支援（生活援助）の提供	従来の料金を予定
	② 新設するサービス	入浴、排せつ、食事の介助などの身体介護は行わず、掃除、買い物等などの生活援助に限定したサービス	①より低料金を予定
通所型サービス	③ 従来どおりのサービス	現在の介護予防サービスと同等のサービス：入浴、運動、レクリエーションなどの1日タイプのサービスや機能訓練等の専門性の高いサービス	従来の料金を予定
	④ 新設するサービス	運動プログラムを中心とした2～3時間程度の短時間サービス	③より低料金を予定

7

総合事業になると何が変わるの？

②総合事業開始前と開始後の要支援者の違い

	現行	平成29年4月～	現行との違い
対象者	要支援1, 2	要支援1, 2 + 事業対象者	事業対象者 という区分の創設
要支援認定等までの期間	1か月	要支援認定申請者は同左 + 事業対象者は認定申請よりも短くなる予定	認定手続きの一部簡素化
要支援認定更新時の有効期間	3か月～12か月	3か月～ 24か月	有効期間の延伸
利用可能サービス	予防給付	予防給付 + 市独自基準サービス	選択肢の拡大
サービスの利用調整者	ケアマネジャー	ケアマネジャー	なし

(注意) 要介護1～5の介護給付利用者は、総合事業開始による影響を受けないため、上記表には要介護の方の情報は記載していません。

8

基本チェックリストにおける事業対象者に該当する基準

○下表の質問項目について、下表右欄の基準に該当すれば、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となります。

No.	質問項目	回答:いずれかに○をお付けください		事業対象者に該当する基準	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		複数の項目に支障 10項目以上に該当
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下 3項目以上に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	低栄養状態 2項目に該当	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	口腔機能の低下 2項目以上に該当	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	閉じこもり No. 16に該当	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	うつ病の可能性 2項目以上に該当	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間)以前は案にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

9

総合事業の対象者及び利用の流れ

1 総合事業の対象者

総合事業の対象者は以下のとおりです。

要支援1 要支援2	要介護等認定に係る新規・区分変更・更新申請（以下「認定更新等」という。）の結果、要支援認定を受けた方
事業対象者	基本チェックリストに該当し、事業対象者候補と判断され、介護予防ケアマネジメント届を提出した方

2 総合事業への移行時期について（スライド11参照）

1. 予防給付の訪問介護、通所介護を利用中の方は、更新時のタイミングで移行

円滑な移行を図るため、既にサービスを利用中の方については、認定有効期間間までは従来どおりのサービスを受けられる経過措置を設けます。認定の更新のタイミングで、従来どおりのサービスを利用するか追加された新しいサービスを利用するか等のケアマネジメントを受けてください。

2. 新規利用者は、移行後（H29.4.1）から随時、総合事業利用開始となる

新規利用者は要支援認定か基本チェックリストを実施し、該当した後、従来どおりのサービスを利用するか追加された新しいサービスを利用するか等のケアマネジメントを受けてください。

10

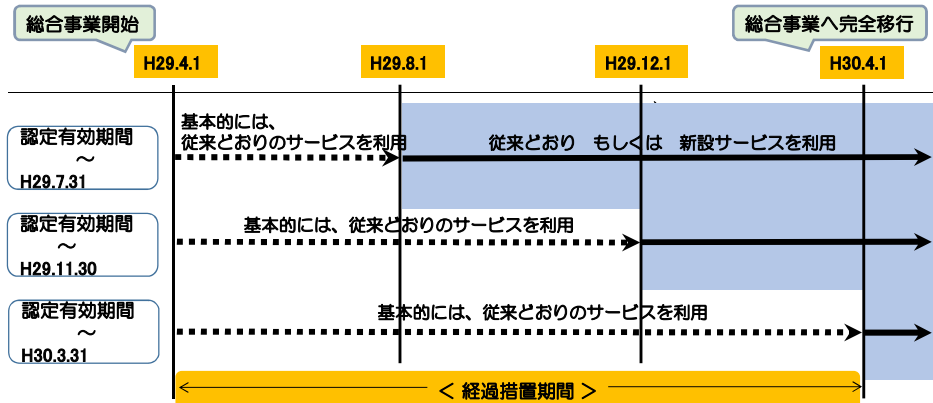
総合事業への移行時期について

【ポイント】

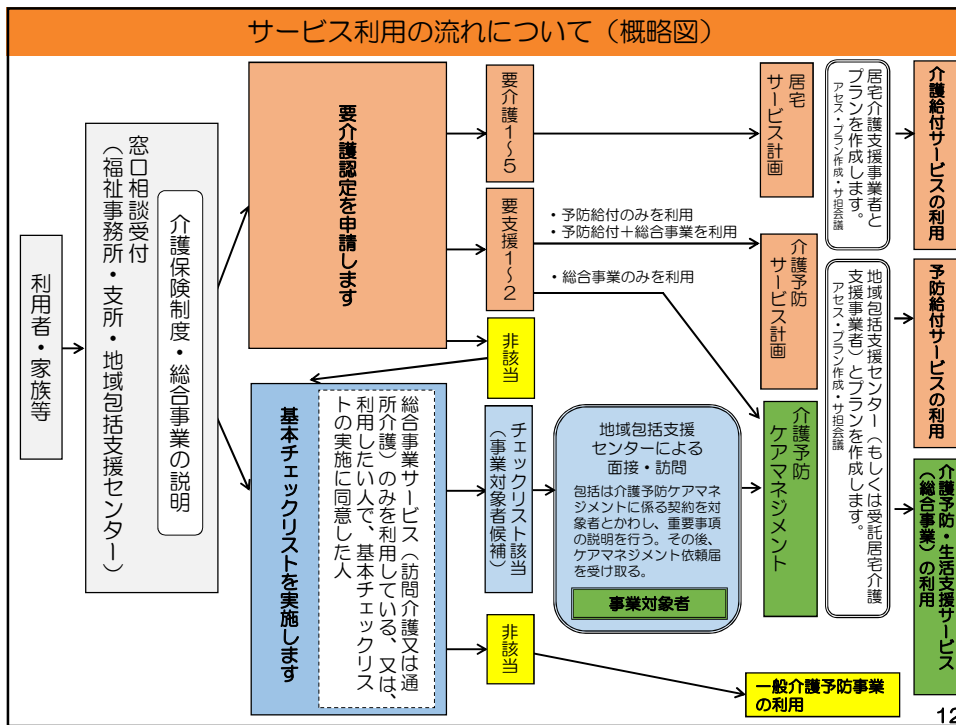
平成29年4月に全ての要支援者が総合事業へ移行するのではなく、認定有効期間の更新時期までに、順次、移行します。

（要支援認定の有効期間は現在、最長1年間であるため、平成29年4月から1年間かけて、すべての方が総合事業へ移行します。）

要支援認定や基本チェックリストにより新規の認定申請等で平成29年4月以降、新たに要支援1、2や事業対象者となった方は、認定の開始日から総合事業を利用



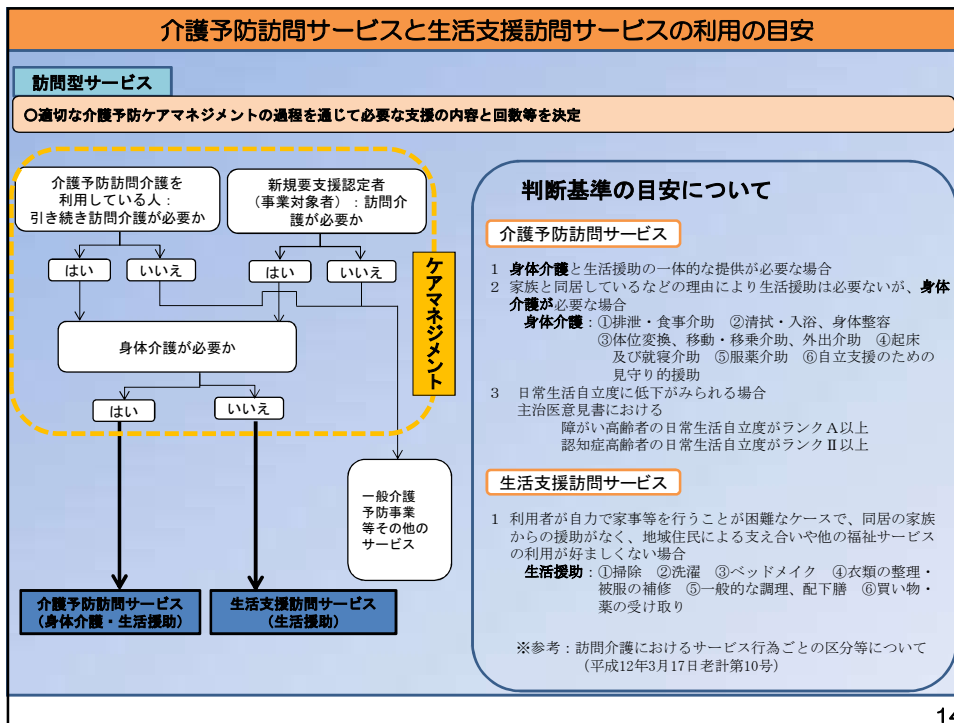
11



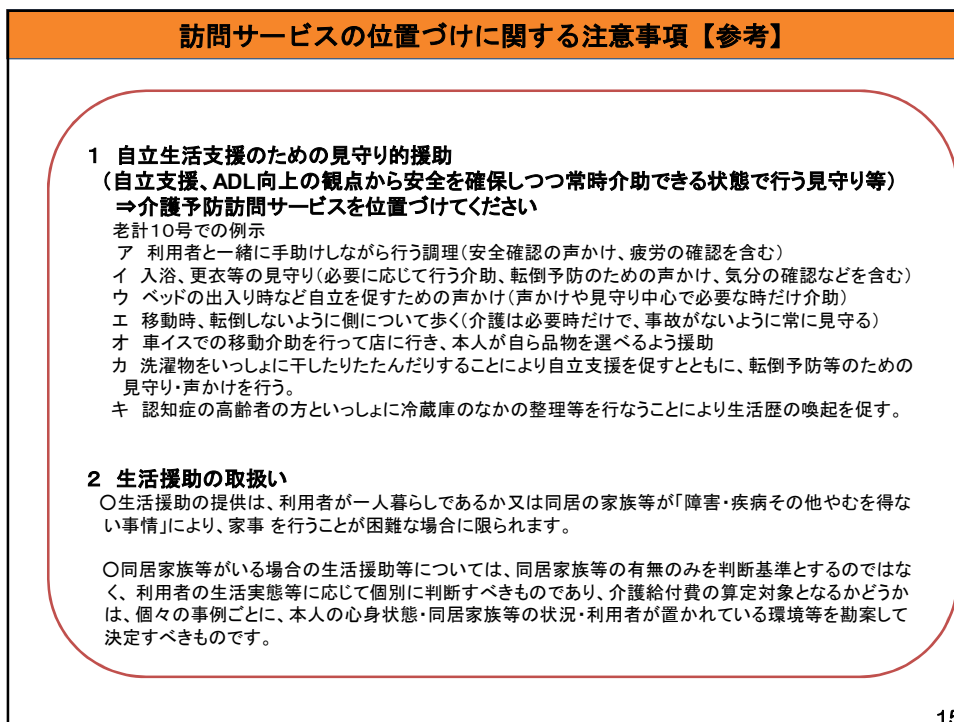
訪問型サービスの概要

類型	介護予防訪問サービス(従来どおり)	生活支援訪問サービス(市独自基準)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員による入浴・排せつ・食事等の介助である身体介護+掃除・洗濯等の生活援助 現行の予防サービスと同様に、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計10号)」の範囲内で実施 ※身体介護が必要な人は介護予防訪問サービスを利用 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援訪問介護員(人員・設備・運営等の基準参照)による掃除・洗濯等の生活援助 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計10号)」のうち、生活援助の範囲で実施 ※「老計10号」の自立生活支援のための見守りの援助の生活援助部分はこれまでと同様、身体介護として介護予防訪問サービスで実施
指定・委託の区分	事業者指定(H29年度はみなし指定有)	事業者指定(H29年度から実施する場合は、H28年度中に要申請)
サービス対象者	要支援1、2及び事業対象者	要支援1、2及び事業対象者
サービス提供頻度	週1回 週2回 週3回以上(要支援2に限る) ・利用者の状態像により利用時間は異なる	週1回 週2回 週3回以上(要支援2に限る) ・利用者の状態像により利用時間は異なる(1回あたり1時間程度を想定)
利用者負担額	1割又は2割(負担割合証発行)	1割又は2割(負担割合証発行)

13



14



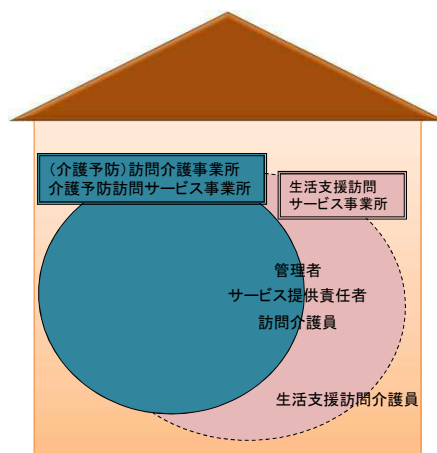
15

訪問型サービスの人員・設備・運営等の基準

類型	介護予防訪問サービス 基準は現行の介護予防サービスと変更ありません	生活支援訪問サービス 現行の介護予防サービスとの変更部分等を記載
人員	<p>○管理者：資格要件なし 常勤、専従1.0人</p> <p>○サービス提供責任者：資格要件有 常勤、専従1.0人以上 利用者40人につき1人以上 ※訪問介護事業所のサービス提供責任者が、生活支援訪問サービスの訪問事業責任者を兼務する場合は、生活支援訪問サービスの利用者数に1/2を乗じた数を、既存事業所の利用者数に加えた数が40人又は、その端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者として配置します。</p> <p>○訪問介護員：資格要件有 2.5人以上</p> <p>※員数は常勤換算による</p>	<p>○管理者：資格要件なし 専従1人</p> <p>○訪問事業責任者：現行資格のうち、介護職員初任者(旧ホームヘルパー2級含)研修修了者については実務経験年数の要件を撤廃しています。 ※利用者80人につき1人以上又は、その端数を増すごとに1人以上を配置します。</p> <p>○生活支援訪問介護員：現行資格に加え、市が定める研修修了者でもサービス提供可 必要数</p> <p>※管理者、訪問事業責任者、生活支援訪問介護員をあわせて、常勤換算1.0人以上</p>
設備	事業運営のための 専用 区画の設置	事業運営のための必要な区画の設置
運営	個別サービス計画の作成：要	個別サービス計画の作成：要(別紙計画書参照) サービスの利用誘導の禁止

16

既存事業所が生活支援訪問サービスを一体的に実施するイメージ



○既存訪問介護事業所で人員基準を満たしていれば、生活支援訪問サービスを一体的に実施した場合は、生活支援訪問サービスの人員基準は満たされる。

○既存事業所のサービス提供責任者が生活支援訪問サービス事業所の訪問事業責任者を兼務した場合は、上級資格責任者配置加算算定可能。

○既存事業所の訪問介護員の有資格者が生活支援訪問サービス事業所の生活支援訪問介護員としてサービス提供した場合は、サービス提供資格評価加算算定可能。

○市が定める研修修了者である生活支援訪問員は、生活支援訪問サービス事業所のみでのサービス提供となる。

17

訪問型サービスの加算 1/3

		現在の介護予防・介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	備考 (生活支援訪問サービスの加算要件等)
訪問型サービス費	週1回利用	1,168単位	856単位	
	週2回利用	2,335単位	1,711単位	
	週3回以上	3,704単位	2,706単位	
初回加算		200単位	200単位	加算要件は現在の介護予防サービスと同様
生活機能向上連携加算		100単位	無	生活支援訪問サービスには加算はありません
特別地域加算		15/100	15/100相当	加算要件は現在の介護予防サービスと同様
中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)		5/100	5/100相当	〃
中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)		10/100	10/100相当	〃

※生活支援訪問サービスの加算等が割合表示されているものは、基本サービス費に対する割合です。

18



訪問型サービスの加算 2/3

		現在の介護予防・介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	備考 (生活支援訪問サービスの加算要件等)
介護職員処遇改善加算	I	8.6%	8.6%相当	加算要件は現在の介護予防サービスと同様
	II	4.8%	4.8%相当	〃
	III	II × 90/100	II × 90/100相当	〃 ※処遇改善加算については、区分改定が
	IV	II × 80/100	II × 80/100相当	〃 あるため、詳細確定後に案内があります。
サービス提供責任者体制の減算		30/100	無	3年以上の実務年数の要件をもって2級課程修了者がサービス提供責任者になった場合、介護予防訪問サービスでは、現在の介護予防と同様に減算の対象となります。 生活支援訪問サービスについては、人員基準を緩和しているため減算にはなりません。
同一もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する減算		10/100	10/100相当	事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数に対し減算を行うこととしています。 介護予防訪問サービスの利用者については、(介護予防)訪問介護の利用者と合算して判定します。 生活支援訪問サービスの利用者については、単独で計算して判定します。

※生活支援訪問サービスの加算等が割合表示されているものは、基本サービス費に対する割合です。

19

訪問型サービスの加算3/3

	現在の介護予防・介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	備考 (生活支援訪問サービスの加算要件等)
サービス提供資格評価加算 	-	10単位/回	生活支援訪問サービスは、市が定める研修の修了者もサービス提供することができますが、この加算は指定訪問介護の訪問介護員(現行の資格要件を有する職員)によるサービス提供を評価するものです。 正当な理由がありケアプランに基づき、2人でサービス提供を行った場合でも、1回分の加算しか算定できません。
上級資格責任者配置加算 	-	10/100相当	生活支援訪問サービスのサービス提供の責任者については、介護職員初任者(旧ホームヘルパー2級含)研修修了者の実務経験要件を撤廃しますが、この加算は指定訪問介護のサービス提供責任者の資格要件を有する職員を訪問事業責任者とする体制整備を評価するものです。

※生活支援訪問サービスの加算等が割合表示されているものは、基本サービス費に対する割合です。

20

市が定める研修について

現行の資格がない方が生活支援訪問サービスの提供(生活援助)を行うためには「市が定める研修」の受講が必要です。

1. 平成28年度の実施について

- 養成数 2講座実施、定員50名程度 計100名程度
- 実施時期 ①2月11日～ ②3月4日～ (各3日間)
- 申込期限 実施日の2週間前
- 受講資格 なし
- 実施主体 岡山市 ○実施機関(委託先) (公財)岡山市ふれあい公社

2. 平成29年度の実施予定について

- 養成数 3～4講座実施、定員50名程度 計150～200名程度
- ※実施時期・場所等については 平成29年度に改めてご案内します。

3. 研修内容

高齢者宅を訪問するサービス従事者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、人権の尊重や守秘義務などの基本的な職業倫理をはじめ、制度に関する知識や自立支援に向けた生活支援技術などを身に付けるための研修を行います。

- ・制度に関する知識
- ・サービス提供の基本(尊厳の保持・自立支援)
- ・老化の理解、認知症の理解
- ・コミュニケーション技術について(マナー演習)
- ・生活支援技術

21

定款の記載例

定款の記載について

平成30年3月31日までは、事業所では「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と総合事業の双方を実施する可能性があるため、新規に双方のサービスを実施するためには2種類の記載が必要となります。

介護予防事業と総合事業の両方を定款に記載する場合の記載例

予防事業と併記する方法

- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」(※)
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業」(※)

第1号事業を追加する方法

- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護」
- ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」(※)
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」(※)

(※)「第1号〇〇事業」：総合事業の介護予防サービス、生活支援サービス両方を指します。

なお、現在の表記が「老人居宅介護事業」「老人デイサービス事業」の場合は、第1号事業の追加が不要です。その他不明な場合はお尋ねください。

22

運営規程・重要事項説明書の記載例

運営規程の記載について

既存事業所が、生活支援サービスを実施する場合には、別指定となりますが、運営規程と重要事項説明書を一体で作成することは可能です。

〇居宅サービス、介護予防サービスと一体で作成する場合の記載例

- ・「介護予防訪問介護」
 - ⇒「介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」
 - 又は ⇒「介護予防訪問介護、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービス
- ・「介護予防通所介護」
 - ⇒「介護予防通所介護又は第1号通所事業」
 - 又は ⇒「介護予防訪問介護、介護予防通所サービス又は生活支援通所サービス

23

サービス種類コード

現行

サービス種類コード	サービス種類名	該当する事業所
61	介護予防訪問介護	現在、介護予防訪問介護の指定を受けている事業所
65	介護予防通所介護	現在、介護予防通所介護の指定を受けている事業所

移行後

サービス種類コード	サービス種類名	該当する事業所
A1	介護予防訪問サービス (みなし指定)	平成27年3月31日までに、介護予防訪問介護事業者の指定を受けている事業所
A2	介護予防訪問サービス (みなし指定なし)	平成27年4月1日以降、介護予防訪問介護事業者の指定を受けている事業所で、岡山市の介護予防訪問サービス事業者の指定（H28.11.1受付開始）を受ける事業所
A3	生活支援訪問サービス	岡山市の生活支援訪問サービス事業者の指定（H28.11.1受付開始）を受ける事業所
A5	介護予防通所サービス (みなし指定)	平成27年3月31日までに、介護予防通所介護事業者の指定を受けている事業所
A6	介護予防通所サービス (みなし指定なし)	平成27年4月1日以降、介護予防通所介護事業者の指定を受けている事業所で、岡山市の介護予防通所サービス事業者の指定（H28.11.1受付開始）を受ける事業所
A7	生活支援通所サービス	岡山市の生活支援通所サービス事業者の指定（H28.11.1受付開始）を受ける事業所

24

総合事業への移行時期について

1. 介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用中の方は、更新時のタイミングで移行

・円滑な移行を図るため、既にサービスを利用中の方については、現在の認定有効期間内は、従来どおりサービスを受けられる経過措置が設けられています。

・認定の更新のタイミングで、従来どおりのサービスを利用するか、追加された新しいサービスを利用するか等のケアマネジメントを行ってください。

(注意事項)

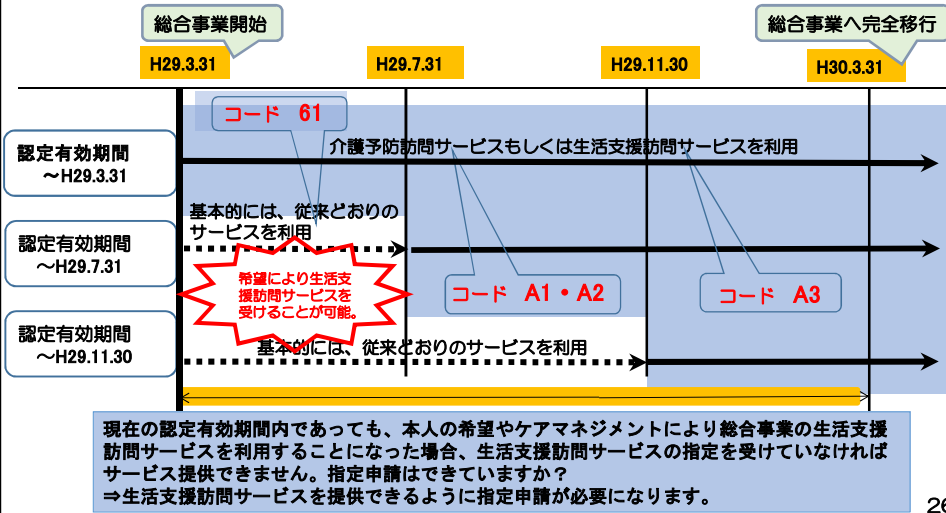
①介護予防訪問介護、介護予防通所介護の利用者については、
**認定有効期間終了までは介護予防訪問介護（コード61）
介護予防通所介護（コード65）で請求してください。**

②なお、平成29年4月1日以降、生活支援訪問サービス、生活支援通所サービスを利用希望の方は、介護予防プランの変更をお願いします。

25

総合事業の指定申請について

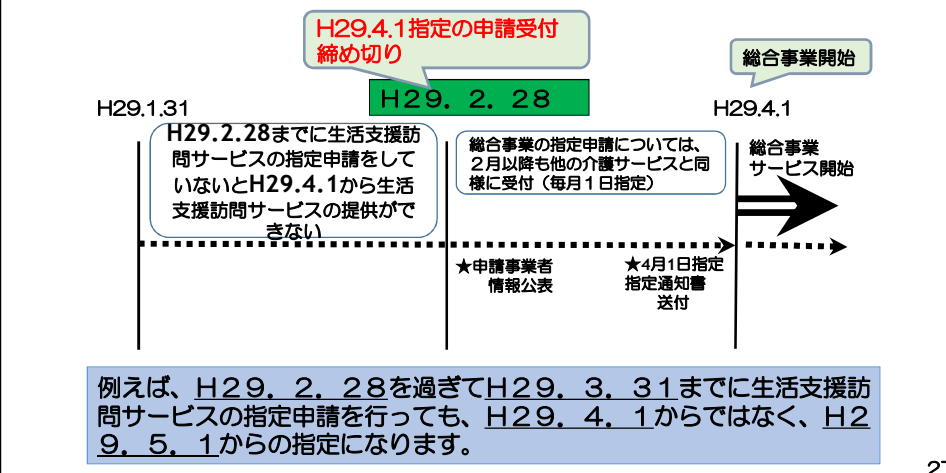
現在の介護予防訪問・通所介護利用者は、基本的には認定有効期間の更新を境に、現在の介護予防訪問介護から総合事業のサービスに移行します。(例えば、介護予防訪問サービスか生活支援訪問サービスのいずれかを利用することになります。)
ただし、利用者が希望しケアプランに位置付けられた場合は平成29年4月から生活支援訪問サービスの利用も可能になります。



26

生活支援訪問サービスの指定申請について

現在、総合事業の指定申請受付を行っています。H29.2.28までに指定申請を行わなければH29.4.1から生活支援訪問サービスの指定ができません。
現在、要支援の利用者が、認定有効期間の更新を境に生活支援訪問サービスに移行した場合、または利用者が生活支援訪問サービスを希望した場合に、指定を受けていないと、**その利用者へのサービス提供ができなくなります。**



27

総合事業への移行時期について

2. 新規利用者は、移行後（H29. 4. 1）から随時、総合事業利用開始となる

- ・新規利用者は要支援認定か基本チェックリストを実施し、該当した後、従来どおりのサービスを利用するか追加された新しいサービスを利用するか等のケアマネジメントを行ってください。

（注意事項）

- ① 新規利用者は平成29年4月1日以降からは、総合事業として請求することとなります。
 - ・介護予防訪問サービス（コードA1, A2）
 - ・介護予防通所サービス（コードA5, A6）
 - ・生活支援訪問サービス（コードA3）
 - ・生活支援通所サービス（コードA7） となります。

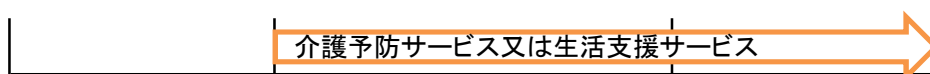
総合事業の日割り算定について

総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の日割り請求は、月の途中から利用開始の契約を行った場合、包括報酬でなく契約日を起算日とするなど、従来の予防給付と起算日が異なります。主な利用例を次に示しますが、詳しくは別添資料をご覧ください。

(1) 月途中で新規に総合事業サービスを利用する場合

※利用者との契約日を起算日として日割算定を行います。ただし、利用者と事業者双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。

7/1 7/10(契約日) 7/20(サービス開始予定日) 7/31



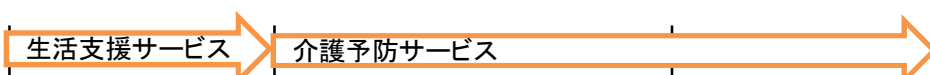
- ① 契約日(7/10)を起算日として日割り算定する場合：日割単位数 × 21日
- ② 双方の合意によりサービス利用開始日(7/20)を起算日として日割算定する場合：
：日割単位数 × 12日
- ①、②のいずれの算定方法も可

(2) 月途中で新規に生活支援サービスから介護予防サービスに変更した場合

(7月16日に生活支援サービスから介護予防サービスに変更した場合)

※利用者との契約日を起算日として日割り算定を行います。ただし、利用者と事業者双方の合意があれば、利用開始予定日等を起算日としても差し支えありません。

7/1 7/16(契約日) 7/20(サービス開始予定日) 7/31



- ① 契約日(7/16)を起算日として日割り算定する場合：
 - 生活支援サービス 日割単位数 × 15日
 - 介護予防サービス 日割単位数 × 16日
- ② 双方の合意によりサービス利用開始日(7/20)を起算日として日割算定する場合：
 - 生活支援サービス 日割単位数 × 19日
 - 介護予防サービス 日割単位数 × 12日
- ①、②のいずれの算定方法も可

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援)	契約日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	
		・事業開始(指定有効期間開始)	
		・事業所指定効力停止の解除	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	終了	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護)	契約解除日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	(廃止・満了日)
		・事業廃止(指定有効期間満了)	(開始日)
・事業所指定効力停止の開始			
・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)		入居日の前日	
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日	
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日	

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	開始	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	変更日 サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
		・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	変更日 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
夜間対応型訪問介護	開始	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
訪問看護(定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業 所と連携して訪問看護を行 う場合)	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型 共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護 (短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介 護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短 期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	終了	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
		・区分変更(要介護1～5の間) ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	変更日 契約解除日 (満了日) (開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型 共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護 (短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介 護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短 期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 (ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日		

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	終了	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の 入所 (※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の 入居 (※1)	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) 	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 	退所日の翌日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	サービス提供日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) 	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) 	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
月額報酬対象サービス全て (居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 日割り計算用サービスコードがない加算	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

【別冊資料1】

「給付管理票」「請求明細書」の記載例

「給付管理票」「請求明細書」の記載例

【別冊資料1】

概略

記載例1

パターン： (H29.4以降) 要介護認定“更新前”に『要支援者』が予防給付を利用
設定： 認定期間(～H29.5)、予防給付(5月利用)、要支援2、1割
ポイント：
・平成29年4月に総合事業への一斉切替えではない。
・認定更新のタイミングで随時切り替え

記載例2

パターン： (H29.4以降) 要介護認定“新規or更新後”に『要支援者』が総合事業を利用
設定： 認定期間(H29.6～)、総合事業[介護予防訪問A1](6月利用)、要支援1、2割
ポイント：
・総合事業を提供した場合、請求明細書やコードの変更あり
・生活支援訪問(A3)、生活支援通所(A7)以外は請求書に給付率を記入する

記載例3

パターン： 『事業対象者』が総合事業を利用
設定： 認定期間(H29.6～)、総合事業[生活支援訪問A3](6月利用)、事業対象者、2割
ポイント：
・事業対象者は支給限度額が5003単位
・生活支援訪問(A3)、生活支援通所(A7)は請求書に給付率を記入しない
・同じサービスでも1割・2割で異なる専用コードがある

記載例4

パターン： 要介護認定“更新前”に『要支援者』が生活支援訪問(A3)を利用
翌月、身体状況の変化により途中で介護予防訪問サービス(A1)を利用
設定： 認定期間(H29.6～)、総合事業[介護予防訪問A1][生活支援訪問サービスA3](7月利用)、
要支援1、1割
ポイント：
・認定更新前だが、生活支援サービスを利用したため、翌月は介護予防訪問(A1)で請求する
・介護予防訪問(A1)と生活支援訪問(A3)を同月に請求する場合は給付率を記入する

記載例5

パターン： 『事業対象者(住所地特例者)』が総合事業を利用
設定： 認定期間(H29.6～)、総合事業[介護予防訪問A1](6月利用)、事業対象者、1割
保険者(他市)・住所地(岡山市)・岡山市総合事業利用
ポイント：
・岡山市のサービスコードを記入する
・住所地特例用の事業費明細書欄に記入する
・岡山市の総合事業ルール(有効期間あり、支給限度額5003単位)が適用される

【請求方法についてのお問い合わせ先】

〒700-8568

岡山市北区桑田町17番地5号

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 086-223-8876

【記載例1】 給付管理票

給付管理票(平成 29 年 5 月分)

保険者番号 3 3 1 0 0 9		保険者名 岡山市		作成区分 1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成											
被保険者番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7		被保険者氏名 フリガナ カイゴ ハナコ 介護 花子		居宅介護/介護予防 支援事業者番号 3 3 0 0 1 0 0 0 2 5											
生年月日 明・大・聡 5年 5月 5日		性別 男(女)	要支援・要介護状態区分 事業対象者 要支援1 要介護1・2・3・4・5	委託先の事業所番号を入れる ことで国保連から直接委託先に プラン料が振り込まれます。 市北区中央包括支援センター											
支給限度基準額 10,473 単位/月		限度額適用期間 平成 28年 6月 ~ 平成 29年 5月		事業所所在地及び連絡先 ●●ケアプランセンター 委託した 場合 委託先の支援事業所番号 3 3 7 9 9 9 9 9 9 9 9 介護支援専門員番号											

平成29年4月~岡山市は総合事業が始まっているが、認定更新前の利用月なのでプラン代は、介護予防支援費として請求

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
△△ヘルパーステーション	3 3 7 8 8 8 8 8 8 8	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防訪問介護	6 1	1 1 6 8
〇〇デイサービスセンター	3 3 7 7 7 7 7 7 7 7	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防通所介護	6 5	1 6 4 7
		指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別			
		指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別			
		指定/基準該当/ 地域密着型			

平成29年5月サービス利用分(更新前)
平成29年6月更新 要支援2→要支援1

<table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td style="text-align: center;">要支援2</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td style="text-align: center;">平成 28年 5月 20日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td style="text-align: center;">平成 28年 6月 1日 ~平成 29年 5月 31日</td></tr> <tr><td>区分支給限度基準額</td><td style="text-align: center;">平成 28年 6月 1日 ~平成 29年 5月 31日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td style="text-align: center;">1月あたり 10473単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td style="text-align: center;">介護支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態区分等	要支援2	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 28年 5月 20日	認定の有効期間	平成 28年 6月 1日 ~平成 29年 5月 31日	区分支給限度基準額	平成 28年 6月 1日 ~平成 29年 5月 31日	居宅サービス等	1月あたり 10473単位	サービスの種類	介護支給限度基準額	➡	<table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td style="text-align: center;">要支援1</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td style="text-align: center;">平成 29年 5月 15日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td style="text-align: center;">平成 29年 6月 1日 ~平成 31年 5月 31日</td></tr> <tr><td>区分支給限度基準額</td><td style="text-align: center;">平成 29年 6月 1日 ~平成 31年 5月 31日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td style="text-align: center;">1月あたり 5003単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td style="text-align: center;">介護支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態区分等	要支援1	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29年 5月 15日	認定の有効期間	平成 29年 6月 1日 ~平成 31年 5月 31日	区分支給限度基準額	平成 29年 6月 1日 ~平成 31年 5月 31日	居宅サービス等	1月あたり 5003単位	サービスの種類	介護支給限度基準額
要介護状態区分等	要支援2																									
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 28年 5月 20日																									
認定の有効期間	平成 28年 6月 1日 ~平成 29年 5月 31日																									
区分支給限度基準額	平成 28年 6月 1日 ~平成 29年 5月 31日																									
居宅サービス等	1月あたり 10473単位																									
サービスの種類	介護支給限度基準額																									
要介護状態区分等	要支援1																									
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29年 5月 15日																									
認定の有効期間	平成 29年 6月 1日 ~平成 31年 5月 31日																									
区分支給限度基準額	平成 29年 6月 1日 ~平成 31年 5月 31日																									
居宅サービス等	1月あたり 5003単位																									
サービスの種類	介護支給限度基準額																									

		地域密着型 サービス/ 総合事業識別													
		合計		2 8 1 5											

様式第二の二(附則第二条関係)

【記載例1】請求明細書

介護予防のサービスコードなので、
介護予防の請求書で作成する

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付

(介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防
介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))

公費負担者番号		平成	2	9	年	0	5	月	分			
公費受給者番号		保険者番号	3	3	1	0	0	9				
被保険者	被保険者番号 (フリガナ)	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 カイゴ ハナコ	事業所番号	3	3	7	8	8	8	8	8	8
	氏名	介護 花子	事業所名称	△△ヘルパーステーション								
	生年月日	1 明治 2 大正 3 昭和 0 5 年 0 5 月 0 5 日 性別 1 男 2 女	所在地	〒700-8888 岡山県岡山市北区大供1-1-1								
	要支援状態区分等	要支援1・(要支援)	連絡先	電話番号 086-888-8888								
	認定有効期間	平成 2 8 年 0 6 月 0 1 日 から 平成 2 9 年 0 5 月 3 1 日 まで										

介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成	3. 介護予防支援事業者作成	
	事業所番号	3 3 0 0 1 0 0 0 2 5	事業所名称
開始年月日	平成 2 9 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
		予防訪問介護I	6 1 1 1 1 1		1

給付対象者(住所)の特例	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

介護保険負担割合証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
番号	0001234567
被保険者住所	700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
フリガナ	カイゴ ハナコ
氏名	介護 花子
生年月日	昭和 5年 5月 5日 性別 女
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 平成 28年 8月 1日 終了年月日 平成 29年 7月 31日

請求額集計欄	①サービス種類コード/②名称	6 1 介護予防訪問介護		
	③サービス実日数	4 日		
	④計画単位数	1 1 6 8		
	⑤限度額管理対象単位数	1 1 6 8		
	⑥限度額管理対象外単位数	0		
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	1 1 6 8		
	⑧公費分単位数	0		
	⑨単位数単価	1 0 2 1 円/単位		
	⑩給付費請求額	1 0 7 3 2		
	⑪利用者負担額	1 1 9 3		
⑫公費請求額	0			
⑬公費分本人負担	0			
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	▲ %	受領者負担の	

1. 事業所請求額を求める
 ⑩給付費請求額
 《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
 1,168単位×10.21円=11,925.2. ≒11,925円
 11,925円×90%=10,732.5 ≒10,732円

2. 利用者負担額を求める
 ⑪利用者負担額
 《⑦給付単位数×⑨単位数単価》-⑩給付費請求額
 1,168単位×10.21円=11,925.2. ≒11,925円
 11,925円-10,732円=1,193円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

【記載例2】 給付管理票

給付管理票(平成 29 年 6 月分)

保険者番号 3 3 1 0 0 9		保険者名 岡山市		作成区分 1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成	
被保険者番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7		被保険者氏名 フリガナ カイゴ ハナコ 介護 花子		総称事業の自己作成の選択不可	
生年月日 明・大・昭 5 年 5 月 5 日		性別 男(女)	要支援・要介護状態 事業対象者 要支援 要介護 1・2・3・4		委託先の事業所番号を入れる ことで国保連から直接委託先に プラン料が振り込まれます。
支給限度基準額 5,003 単位/月		限度額適用期間 平成 29 年 6 月 ~ 平成 31 年 5 月		岡山市北区中央包括支援センター	
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業		事業所所在地及び連絡先 ●●ケアプランセンター		委託先の場合 委託先の支援事業所番号 3 3 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 介護支援専門員番号	

平成29年4月～岡山市は総合事業が始まっていて、認定更新後の
利用月なのでプラン代は、介護予防ケアマネジメント費として請求

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
△△ヘルパーステーション	3 3 7 8 8 8 8 8 8 8	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防訪問サービス	A 1	1 1 6 8
〇〇デイサービスセンター	3 3 7 7 7 7 7 7 7 7	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防通所サービス	A 6	1 6 4 7

△△ヘルパーステーション … 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護事業所の指定を受けている
 〇〇デイサービスセンター … 平成27年4月1日以降に介護予防通所介護事業所の指定を受け、岡山市の介護
 予防通所サービス事業所の指定(H28. 11. 1受付開始)を受けている事業所

平成29年6月サービス利用分(更新後)
平成29年6月更新 要支援2→要支援1

<table border="1"> <tr><td>要介護状態 区分等</td><td style="text-align: center;">要支援2</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェック リスト実施日)</td><td style="text-align: center;">平成 28 年 5 月 20 日</td></tr> <tr><td>認定の 有効期間</td><td style="text-align: center;">平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td style="text-align: center;">平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td style="text-align: center;">10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態 区分等	要支援2	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェック リスト実施日)	平成 28 年 5 月 20 日	認定の 有効期間	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日	居宅サービス等	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日	1月あたり	10473 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額	➔	<table border="1"> <tr><td>要介護状態 区分等</td><td style="text-align: center;">要支援1</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェック リスト実施日)</td><td style="text-align: center;">平成 29 年 5 月 15 日</td></tr> <tr><td>認定の 有効期間</td><td style="text-align: center;">平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td style="text-align: center;">平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td style="text-align: center;">5003 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態 区分等	要支援1	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェック リスト実施日)	平成 29 年 5 月 15 日	認定の 有効期間	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日	居宅サービス等	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日	1月あたり	5003 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額
要介護状態 区分等	要支援2																									
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェック リスト実施日)	平成 28 年 5 月 20 日																									
認定の 有効期間	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日																									
居宅サービス等	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日																									
1月あたり	10473 単位																									
サービスの種類	種類支給限度基準額																									
要介護状態 区分等	要支援1																									
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェック リスト実施日)	平成 29 年 5 月 15 日																									
認定の 有効期間	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日																									
居宅サービス等	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日																									
1月あたり	5003 単位																									
サービスの種類	種類支給限度基準額																									

指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	合計	2 8 1 5
--------------------------------------	----	---------

様式第二の三（附則第二条関係）

【記載例2】請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型）サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費

総合事業のサービスコードなので
総合事業の請求書で作成する

公費	
公費受給者番号	

平成	2	9	年	0	6	月	分
保険者番号	3	3	1	0	0	9	

被保険者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	
(フリガナ)	カイゴ ハナコ										
氏名	介護 花子										
生年月日	1 明治		2 大正		3 昭和		性別		1 男 2 女		
要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2										
認定有効期間	平成	2	9	年	0	6	月	0	1	日	から
	平成	3	1	年	0	5	月	3	1	日	まで

事業所番号	3	3	7	8	8	8	8	8	8	8
事業所名称	△△ヘルパーステーション									
所在地	〒700-8888 岡山県岡山市北区大供1-1-1									
連絡先	電話番号	086-888-8888								

介護予防サービス計画	3	介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	事業所番号	3	事業所名称	
開始年月日	平成	2	9	中止年月日		

総合事業サービスに自己作成はありません

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
介護予防訪問介護 I	A 1 1 1 1 1		1	1 1 6 8

介護保険負担割合証

交付年月日 平成28年 8月 1日

番号	0001234567
被保険者番号	700-8546
住所	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
フリガナ	カイゴ ハナコ
氏名	介護 花子
生年月日	昭和 5年 5月 5日
性別	女
利用者負担の割合	適用期間
2割	開始年月日 平成 28年 8月 1日 終了年月日 平成 29年 7月 31日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	③サービス実日数	④計画単位数	⑤限度額管理対象単位数	⑥限度額管理対象外単位数	⑦給付単位数 (④⑤のうち 少ない数) +⑥	⑧公費分単位数	⑨単位数単価	⑩事業費請求額	⑪利用者負担額	⑫公費請求額	⑬公費分本人負担	給付率 (/100)	事業	公費	合計
	A 1 訪問型サービス (みなし)	4 日	1 1 6 8	1 1 6 8	0	1 1 6 8	0	1 0 2 1 円/単位	9 5 4 0	2 3 8 5	0	0		8 0		9 5 4 0
								岡山市の地域区分 7級地の単価を設定する 訪問...10.21 通所...10.14 (平成27年~平成29年)								2 3 8 5
											0	0				0
																0

サービス種類
A1・A2(訪問型サービス)
A5・A6(通所型サービス)
は負担割合証の割合で審査
を行うので給付率を記入する
1割負担...「90」
2割負担...「80」

岡山市の地域区分
7級地の単価を設定する
訪問...10.21
通所...10.14
(平成27年~平成29年)

給付管理票(平成 29 年 6 月分)

保険者番号 3 3 1 0 0 9		保険者名 岡山市		作成区分 1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成											
被保険者番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7		被保険者氏名 フリガナ カイゴ ハナコ 介護 花子		居宅介護/介護予防支援事業者番号 3 3 0 0 1 0 0 0 2 5											
生年月日		性別		担当介護支援専門員番号											
事業対象者:5003単位 限度額適用期間:認定の有効期間		事業対象者: 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5		居宅介護/介護予防支援事業者の事業所名 岡山市北区中央包括支援センター											
5,003 単位/月		平成 29 年 6 月 ~ 平成 31 年 5 月		支援事業者の事業所所在地及び連絡先											
				委託した場合 委託先の支援事業所番号 介護支援専門員番号											

事業対象者なので介護予防・生活支援サービスのみ利用できる。
プラン代は、介護予防ケアマネジメント費として請求

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業																																
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数																											
△△ヘルパーステーション	3 3 7 8 8 8 8 8 8 8	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	生活支援訪問サービス	A 3	8 5 6																											
△△ヘルパーステーション ... 岡山市の生活支援訪問サービス事業所の指定(H28. 11. 1受付開始)を受けている事業所																																
<p style="text-align: center;">平成29年6月サービス利用分(更新後) 平成29年6月更新 要支援2→事業対象者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td>要支援2</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td>平成 28 年 5 月 20 日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td>平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td>平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td>10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">➔</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td>事業対象者</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td>平成 29 年 5 月 15 日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td>平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td>平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td>10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table> </td> </tr> </table>						<table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td>要支援2</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td>平成 28 年 5 月 20 日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td>平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td>平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td>10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態区分等	要支援2	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 28 年 5 月 20 日	認定の有効期間	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日	居宅サービス等	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日	1月あたり	10473 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額	➔	<table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td>事業対象者</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td>平成 29 年 5 月 15 日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td>平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td>平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td>10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態区分等	事業対象者	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 5 月 15 日	認定の有効期間	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日	居宅サービス等	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日	1月あたり	10473 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額
<table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td>要支援2</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td>平成 28 年 5 月 20 日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td>平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td>平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td>10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態区分等	要支援2	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 28 年 5 月 20 日	認定の有効期間	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日	居宅サービス等	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日	1月あたり	10473 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額	➔	<table border="1"> <tr><td>要介護状態区分等</td><td>事業対象者</td></tr> <tr><td>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</td><td>平成 29 年 5 月 15 日</td></tr> <tr><td>認定の有効期間</td><td>平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>居宅サービス等</td><td>平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日</td></tr> <tr><td>1月あたり</td><td>10473 単位</td></tr> <tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr> </table>	要介護状態区分等	事業対象者	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 5 月 15 日	認定の有効期間	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日	居宅サービス等	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日	1月あたり	10473 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額						
要介護状態区分等	要支援2																															
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 28 年 5 月 20 日																															
認定の有効期間	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日																															
居宅サービス等	平成 28 年 6 月 1 日 ~平成 29 年 5 月 31 日																															
1月あたり	10473 単位																															
サービスの種類	種類支給限度基準額																															
要介護状態区分等	事業対象者																															
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 5 月 15 日																															
認定の有効期間	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日																															
居宅サービス等	平成 29 年 6 月 1 日 ~平成 31 年 5 月 31 日																															
1月あたり	10473 単位																															
サービスの種類	種類支給限度基準額																															
合計 8 5 6																																

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
 (訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号											平成	2	9	年	0	6	月	
公費受給者番号											保険者番号	3	3	1	0	0	9	

被保険者	被保険者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7											
	(フリガナ)	カイゴ ハナコ																				
	氏名	介護 花子																				
	生年月日	1 明治	2 大正	3 昭和		性別						1 男	2 女									
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2																				
	認定有効期間	平成	2	9	年	0	6	月	0	1	日	から	平成	3	1	年	0	5	月	3	1	日

事業所番号	3	3	7	8	8	8	8	8	8	8	8
事業所名称	△△ヘルパーステーション										

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成											
事業所番号	3	3	0	0	1	0	0	0	2	5	事業名称	

開始年月日	平成	2	9	年	0	4	月	0	1	日
-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単価
支援訪問I (8割)	A 3 1 5 0 0		1	8 5 6
2割のサービスコード				

サービス内容	サービスコード	単位数

①サービス種類コード / ②名称	A 3	訪問型サービス (独自/定率)
③サービス実日数	4	日
④計画単位数	8 5 6	
⑤限度額管理対象単位数	8 5 6	
⑥限度額管理対象外単位数	0	
⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥	8 5 6	
⑧公費分単位数	0	
⑨単位数単価	1 0 2 1	円
⑩事業費請求額	6 9 9 1	
⑪利用者負担額	1 7 4 8	
⑫公費請求額	0	
⑬	0	

介護保険負担割合証

交付年月日 平成28年 8月 1日

番 号 0001234567

被 保 住 所 700-8546
岡山市北区鹿田町1丁目1番1号

保 険 フリガナ カイゴ ハナコ

者 氏 名 介護 花子

生年月日 昭和 5年 5月 5日 性別 女

利用者負担の割合 適用期間

2 割 開始年月日 平成 28年 8月 1日
終了年月日 平成 29年 7月 31日

1. 事業所請求額を求める
 ⑩事業費請求額
 《⑦給付単位数 × ⑨単位数単価》 × 給付率》
 856単位 × 10.21円 = 8,739.7 ≒ 8,739円
 8,739円 × 80% = 6,991.2 ≒ 6,991円

2. 利用者負担額を求める
 ⑪利用者負担額
 《⑦給付単位数 × ⑨単位数単価》 - ⑩事業費請求額
 856単位 × 10.21円 = 8,739.7 ≒ 8,739円
 8,739円 - 6,991円 = 1,748円

岡山市の地域区分
 7級地の単価を設定する
 訪問...10.21
 通所...10.14
 (平成27年~平成29年)

サービス種類
 A3(訪問型サービス 独自定率)
 A7(通所型サービス 独自定率)
 は負担割合証の割合で審査を行
 わないので給付率を記入しない

サービス種類A3 A7についてはサービスコードと異なる
 割合で計算されていれば返戻となります。

枚中	枚目
----	----

【記載例4】 給付管理票

給付管理票(平成 29 年 7 月分)

保険者番号 3 3 1 0 0 9		保険者名 岡山市		作成区分 1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業 総合事業の自己作成の選択不可	
被保険者番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7		被保険者氏名 フリガナ カイゴ ハナコ 介護 花子		居宅介護/介護予防支援事業者番号 3 3 0 0 1 0 0 0 2 5	
生年月日 明・大・昭 5 年 5 月 5 日		性別 男(女)	要支援・要介護状態区分 事業対象者 要支援・2 要介護 1・2・3・4・5		
支給限度基準額 5,003 単位/月		限度額適用期間 平成 28 年 11 月 ~ 平成 29 年 10 月			
		担当介護支援専門員番号		居宅介護/介護予防支援事業者の事業所名 岡山市北区中央包括支援センター	
		委託した場合		支援事業者の事業所所在地及び連絡先	
				委託先の支援事業所番号	
				介護支援専門員番号	

認定更新前の利用月だが、先月、生活支援訪問サービス(A3)を利用し総合事業に切り替わっているため、プラン代は、介護予防ケアマネジメント費として請求

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
△△ヘルパーステーション	3 3 7 8 8 8 8 8 8 8	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防訪問サービス	A 1	5 7 0
△△ヘルパーステーション	3 3 7 8 8 8 8 8 8 8	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	生活支援訪問サービス	A 3	4 4 8

認定更新前の利用月だが、先月、生活支援訪問サービス(A3)を利用し総合事業に切り替わっているため、介護予防訪問サービス(A1)で給付管理する。

平成29年7月サービス利用分(更新前)

要支援1

要介護状態区分等	要支援1	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 10 月 15 日	
認定の有効期間	平成 28 年 11 月 1 日 ～平成 29 年 9 月 30 日	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	平成 28 年 11 月 1 日 ～平成 29 年 9 月 30 日	
	1月あたり	5003 単位
	サービスの種類	種類支給限度基準額

平成29年6月サービス利用
身体介護の必要がなかったため、生活支援訪問サービス(A3)でサービスを利用していた。

↓

平成29年7月サービス利用
7/1～生活支援訪問サービス(A3)でサービスを利用していたが、身体状況の変化により、身体介護のサービスが必要となったため、7/16～介護予防訪問サービス(A1)を利用することになった。

		指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別			
				合計	
				1 0 1 8	

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
 (訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号		平成	2	9	年	0	7	月	分
公費受給者番号		保険者番号	3	3	1	0	0	9	

被保険者	被保険者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	
	(フリガナ)	カイゴ ハナコ										
	氏名	介護 花子										
	生年月日	1 明治	2 大正	3 昭和	性別	1 男	2 女					
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2										
認定有効期間	平成	2	8	年	1	1	月	0	1	日	から	
	平成	2	9	年	1	0	月	3	1	日	まで	

事業所番号	3	3	7	8	8	8	8	8	8	8
事業所名称	△△ヘルパーステーション									
所在地	〒700-8888 岡山県岡山市北区大供1-1-1									
請求事業者										

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成										
事業所番号	3	3	0	0	1	0	0	0	2	5	
事業所名称											
開始年月日	平成	2	9	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数			
訪問型サービス1日割	A 1 2 1 1 1	3	8	1 5	5	7	0
支援訪問1・日割(9割)	A 3 1 1 1 2	2	8	1 6	4	4	8

介護保険負担割合証

交付年月日 平成28年 8月 1日

番号	0001234567
住所	700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号
フリガナ	カイゴ ハナコ
氏名	介護 花子
生年月日	昭和 5年 5月 5日
性別	女
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 平成28年 8月 1日 終了年月日 平成29年 7月 31日

1割のサービスコード

負担割合証の割合で審査を行う
 A1・A2(訪問型サービス)
 A5・A6(通所型サービス)
 と負担割合証の割合で審査を行わない
 A3(訪問型サービス 独自定率)
 A7(通所型サービス 独自定率)
 を1枚の請求明細書で請求する場合は
 給付率を記入する
 1割負担・・・「90」
 2割負担・・・「80」

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	給付率 (/100)
①サービス種類コード ②名称	A 1 訪問型サービス(みなし)	A 3 訪問型サービス(独自/定率)			
③サービス実日数	1 5 日	1 6 日			
④計画単位数	5 7 0	4 4 8			
⑤限度額管理対象単位数	5 7 0	4 4 8			
⑥限度額管理対象外単位数	0	0			
⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	5 7 0	4 4 8			
⑧公費分単位数	0	0			
⑨単位数単価	1 0 2 1 円/単位	1 0 2 1 円/単位			
⑩事業費請求額	5 2 3 7	4 1 1 6			9 3 5 3
⑪利用者負担額	5 8 2	4 5 8			1 0 4 0
⑫公費請求額	0	0			0
⑬公費分本人負担	0	0			0

【記載例5】 給付管理票

給付管理票(平成 29 年 6 月分)

保険者番号 9 9 9 9 9 9		保険者名 A市		作成区分 1. 居宅介護			
被保険者番号 0 0 0 9 9 9 9 9 9		被保険者氏名 フリガナ カイゴ イチロウ 介護 一郎		介護 一郎さんは、保険者(999999)と異なる岡山市(331009)に所在する施設に入所したため、住所地特例対象者となった			
生年月日 明・十・四		性別	要支援・要介護状態区分 要支援 1・2 1・2・3・4・5				
事業対象者 事業対象者:5003単位 限度額適用期間:認定の有効期間(2年)		事業対象者		居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名 岡山市北区中央包括支援センター			
5,003 単位/月		平成 29 年 6 月	平成 31 年 5 月	支援事業者の 事業所所在地及び連絡先 委託先 委託先の支援事業所番号 介護支援専門員番号			

事業対象者なので介護予防・生活支援サービスのみ利用できる。
プラン代は、介護予防ケアマネジメント費として請求

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号-事業所番号)	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード	給付計画単位数
△△ヘルパーステーション	3 3 7 8 8 8 8 8 8 8	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防訪問サービス	A 1	1 1 6 8
〇〇デイサービスセンター	3 3 7 7 7 7 7 7 7 7	指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	介護予防通所サービス	A 6	1 6 4 7
		指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別			
		指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別			

岡山市の総合事業サービスを実施するので、岡山市のサービスコードで給付管理票を作成する

平成29年6月サービス利用分(更新後)
平成29年6月更新 要支援2→事業対象者(住所地特例者)

介護保険被保険者証

番号 0009999999

住所 岡山市北区△△町1丁目
有料老人ホーム△△

氏名 介護 一郎

性別 男

生年月日 平成29年 6月 1日

交付年月日 平成29年 6月 1日

交付番号 9 9 9 9 9 9

交付場所 A市

電話番号 (999)999-9999

事業対象者

認定年月日 平成29年 6月 1日

認定区分 総合事業 要支援2

認定場所 岡山市北区中央包括支援センター

サービス

サービス名 介護予防訪問サービス

サービスコード A 1

サービス内容 岡山市北区中央包括支援センター

【岡山市の基準】

事業対象者:5003単位

限度額適用期間:認定の有効期間(2年間)

※市町村によって記載が異なる場合があります

総合事業識別		指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別		事業対象者の区分支給限度額=5,003単位を超える場合返戻となります	
合計				2 8 1 5	

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号
公費受給者番号

平成 2 9 年 0 6 月分
保険者番号 9 9 9 9 9 9

被保険者
被保険者番号 0 0 0 9 9 9 9 9 9
フリガナ カイゴ イチロウ
氏名 介護 一郎
生年月日 1 明治 2 大正 3 昭和 0 7 年 0 7 月 0 7 日 性別 1 男 2 女
要支援状態区分等 事業対象者・要支援1・要支援2
認定有効期間 平成 2 8 年 0 6 月 0 1 日 から 平成 2 9 年 0 5 月 3 1 日 まで

事業所番号 3 3 7 8 8 8 8 8 8
事業所名称 △△ヘルパーステーション
〒 7 0 0 - 8 8 8 8

介護予防サービス計画 3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成
事業所番号 3 3 0 0 1 0 0 0 2 5 事業所名称

開始年月日 平成 2 9 年 0 4 月 0 1 日 中止年月日

事業費明細欄
サービス内容 サービスコード 単位数 回数 サービス単位数



被保険者が住所地特例対象者であり、住所地にて総合事業サービスを受けた場合、事業費明細欄ではなく、事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載する

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所(入居)する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載する

事業費明細欄 (住所特例) 介護予防訪問介護 I A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 6 8 331009

請求額集計欄
①サービス種類コード/②名称 A 1 訪問型サービス(みなし)
③サービス実日数 4 日
④計画単位数 1 1 6 8
⑤限度額管理対象単位数 1 1 6 8
⑥限度額管理対象外単位数 0
⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥ 1 1 6 8
⑧公費分単位数 0
⑨単位数単価 1 0 2 1 円/単位
⑩事業費請求額 1 0 7 3 2 円
⑪利用者負担額 1 1 9 3 円
⑫公費請求額 0
⑬公費分本人負担 0
岡山市の総合事業サービスを実施し、岡山市のサービスコードで保険者(999999)に請求する
岡山市の地域区分7級地の単価を設定する
訪問...10.21
通所...10.14
(平成27年~平成29年)

枚中 枚目

岡山市介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

(平成29年2月時点)

- 1 A 1 介護予防訪問サービス (みなし指定有)
- 2 A 2 介護予防訪問サービス (みなし指定なし)
- 3 A 3 生活支援訪問サービス
- 4 A 5 介護予防通所サービス (みなし指定有)
- 5 A 6 介護予防通所サービス (みなし指定なし)
- 6 A 3 生活支援訪問サービス

注：サービスコード表は近日中にHPに掲載しますが、平成29年度からの処遇改善加算の改正により、コード表は変更になります。正しく請求を行うためには、変更後のコード表の取り込みが必要です。
処遇改善加算の変更を反映したコード表はH29.4月までにHPに掲載します。

A1 介護予防訪問サービス(みなし指定有)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
種類	項目					
A1	1111	介護予防訪問サービスⅠ	(1)介護予防訪問サービス費(Ⅰ)(みなし) 1,168単位		1,168	1月に つき
A1	1113	介護予防訪問サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A1	1114	介護予防訪問サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A1	1115	介護予防訪問サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	
A1	2111	介護予防訪問サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 38単位		38	1日に つき
A1	2113	介護予防訪問サービスⅠ・日割・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A1	2114	介護予防訪問サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A1	2115	介護予防訪問サービスⅠ・日割・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24	
A1	1211	介護予防訪問サービスⅡ	(2)介護予防訪問サービス費(Ⅱ)(みなし) 2,335単位		2,335	1月に つき
A1	1213	介護予防訪問サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635	
A1	1214	介護予防訪問サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	
A1	1215	介護予防訪問サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472	
A1	2211	介護予防訪問サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 77単位		77	1日に つき
A1	2213	介護予防訪問サービスⅡ・日割・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A1	2214	介護予防訪問サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A1	2215	介護予防訪問サービスⅡ・日割・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49	

A1 介護予防訪問サービス(みなし指定有)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
種類	項目					
A1	1321	介護予防訪問サービスⅢ	(3)介護予防訪問サービス費(Ⅲ)(みなし) 3,704単位		3,704	1月に つき
A1	1323	介護予防訪問サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593	
A1	1324	介護予防訪問サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A1	1325	介護予防訪問サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334	
A1	2321	介護予防訪問サービスⅢ日割	要支援2(週2回を超える程度) 122単位		122	1日に つき
A1	2323	介護予防訪問サービスⅢ・日割・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A1	2324	介護予防訪問サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A1	2325	介護予防訪問サービスⅢ・日割・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	
A1	2411	介護予防訪問サービスⅠ	(4)介護予防訪問サービス費(Ⅰ)(みなし) 1,168単位		266	1日に つき
A1	2413	介護予防訪問サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186	
A1	2414	介護予防訪問サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239	
A1	2415	介護予防訪問サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167	
A1	2511	介護予防訪問サービスⅡ	(5)介護予防訪問サービス費(Ⅱ)(みなし) 2,335単位		270	1日に つき
A1	2513	介護予防訪問サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189	
A1	2514	介護予防訪問サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243	
A1	2515	介護予防訪問サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170	
A1	2611	介護予防訪問サービスⅢ	(6)介護予防訪問サービス費(Ⅲ)(みなし) 3,704単位		285	1日に つき
A1	2613	介護予防訪問サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200	
A1	2614	介護予防訪問サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A1	2615	介護予防訪問サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180	

A1 介護予防訪問サービス(みなし指定有)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
種類	項目					
A1	8000	介護予防訪問サービス特別地域加算	特別地域訪問サービス加算	所定単位数の15%加算		1月に つき
A1	8001	介護予防訪問サービス特別地域加算日割				1日に つき
A1	8002	介護予防訪問サービス特別地域加算回数				1回に つき
A1	8100	介護予防訪問サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月に つき
A1	8101	介護予防訪問サービス小規模事業所加算日割				1日に つき
A1	8102	介護予防訪問サービス小規模事業所加算回数				1回に つき
A1	8110	介護予防訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月に つき
A1	8111	介護予防訪問サービス中山間地域等提供加算日割				1日に つき
A1	8112	介護予防訪問サービス中山間地域等提供加算回数				1回に つき
A1	4001	介護予防訪問サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A1	4002	介護予防訪問サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A1	6270	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の66/1000加算	1月に つき
A1	6271	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の48/1000加算	
A1	6273	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	(2)で算定した単位数の90%加算	
A1	6275	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(2)で算定した単位数の80%加算	

A2 介護予防訪問サービス(みなし指定なし) ※岡山市の介護予防訪問サービスの指定を受けた事業者

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	介護予防訪問サービスⅠ	(1)介護予防訪問介護サービス費(I)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,168単位		1,168
A2	1113	介護予防訪問サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	818
A2	1114	介護予防訪問サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051
A2	1115	介護予防訪問サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%
A2	2111	介護予防訪問サービスⅠ日割	(2)介護予防訪問介護サービス費(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 38単位		38
A2	2113	介護予防訪問サービスⅠ・日割・初任			介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	27
A2	2114	介護予防訪問サービスⅠ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34
A2	2115	介護予防訪問サービスⅠ・日割・初任・同一				介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%
A2	1211	介護予防訪問サービスⅡ	(2)介護予防訪問介護サービス費(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,335単位		2,335
A2	1213	介護予防訪問サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,635
A2	1214	介護予防訪問サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102
A2	1215	介護予防訪問サービスⅡ・初任・同一				介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%
A2	2211	介護予防訪問サービスⅡ・日割				77
A2	2213	介護予防訪問サービスⅡ・日割・初任			介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	54
A2	2214	介護予防訪問サービスⅡ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69
A2	2215	介護予防訪問サービスⅡ・日割・初任・同一				介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%

A2 介護予防訪問サービス(みなし指定なし) ※岡山市の介護予防訪問サービスの指定を受けた事業者

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1321	介護予防訪問サービスⅢ	(3)介護予防訪問介護サービス費(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A2	1323	介護予防訪問サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593	
A2	1324	介護予防訪問サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A2	1325	介護予防訪問サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334	
A2	2321	介護予防訪問サービスⅢ・日割	(3)介護予防訪問介護サービス費(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A2	2323	介護予防訪問サービスⅢ・日割・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A2	2324	介護予防訪問サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	2325	介護予防訪問サービスⅢ・日割・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	
A2	2411	介護予防訪問サービスⅠ	(4)介護予防訪問介護サービス費(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,168	1回につき
A2	2413	介護予防訪問サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186	
A2	2414	介護予防訪問サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239	
A2	2415	介護予防訪問サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167	
A2	2511	介護予防訪問サービスⅡ	(5)介護予防訪問介護サービス費(Ⅱ)(みなし)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,335	1回につき
A2	2513	介護予防訪問サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189	
A2	2514	介護予防訪問サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	243	
A2	2515	介護予防訪問サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	170	
A2	2611	介護予防訪問サービスⅢ	(6)介護予防訪問介護サービス費(Ⅲ)(みなし)	要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1回につき
A2	2613	介護予防訪問サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200	
A2	2614	介護予防訪問サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2	2615	介護予防訪問サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180	

A2 介護予防訪問サービス(みなし指定なし) ※岡山市の介護予防訪問サービスの指定を受けた事業者

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	8000	介護予防訪問サービス特別地域加算	特別地域訪問サービス加算	所定単位数の15%加算	15	1月につき
A2	8001	介護予防訪問サービス特別地域加算日割			15	1日につき
A2	8002	介護予防訪問サービス特別地域加算回数			15	1回につき
A2	8100	介護予防訪問サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	10	1月につき
A2	8101	介護予防訪問サービス小規模事業所加算日割			10	1日につき
A2	8102	介護予防訪問サービス小規模事業所加算回数			10	1回につき
A2	8110	介護予防訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	5	1月につき
A2	8111	介護予防訪問サービス中山間地域等提供加算日割			5	1日につき
A2	8112	介護予防訪問サービス中山間地域等提供加算回数			5	1回につき
A2	4001	介護予防訪問サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	
A2	4002	介護予防訪問サービス生活機能向上加算	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6270	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の86/1000加算	1月につき
A2	6271	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の48/1000加算	
A2	6273	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	(2)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	介護予防訪問サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅳ	(2)で算定した単位数の80%加算	

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1143	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	4	1月につき
A3	1144	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	2	1月につき
A3	1145	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	2	1月につき
A3	1146	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1月につき
A3	1148	生活支援訪問サービスⅢ			90%	2,706	1月につき
A3	1149	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	90%	233	1月につき
A3	1150	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	90%	130	1月につき
A3	1151	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	90%	117	1月につき
A3	1152	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	90%	104	1月につき
A3	1154	生活支援訪問サービスⅢ・同一	同一建物減算		90%	2,435	1月につき
A3	1155	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	209	1月につき
A3	1156	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	117	1月につき
A3	1157	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	105	1月につき
A3	1158	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	94	1月につき
A3	1160	生活支援訪問サービスⅢ・日割			90%	89	1月につき
A3	1161	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	8	1月につき
A3	1162	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	4	1月につき
A3	1163	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	4	1月につき
A3	1164	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	3	1月につき
A3	1166	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	同一建物減算		90%	80	1月につき
A3	1167	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	7	1月につき
A3	1168	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	4	1月につき
A3	1169	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	4	1月につき
A3	1170	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	3	1月につき
A3	1001	生活支援訪問サービス初回加算	200単位加算		80%	200	1月につき
A3	1002	サービス提供資格評価加算	10単位加算		90%	10	1回につき
A3	1003	上級資格責任者配置加算Ⅰ	86単位加算		90%	86	1月につき
A3	1004	上級資格責任者配置加算Ⅱ	171単位加算		90%	171	1月につき
A3	1005	上級資格責任者配置加算Ⅲ	271単位加算		90%	271	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1101	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅰ	90%	74	1月につき
A3	1102	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅱ	90%	41	1月につき
A3	1103	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅲ	90%	37	1月につき
A3	1104	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅳ	90%	33	1月につき
A3	1106	生活支援訪問サービスⅠ・同一	同一建物減算		90%	770	1月につき
A3	1107	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	66	1月につき
A3	1108	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	37	1月につき
A3	1109	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	33	1月につき
A3	1110	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	30	1月につき
A3	1112	生活支援訪問サービスⅠ日割			90%	28	1日につき
A3	1113	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	2	1日につき
A3	1114	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	1	1日につき
A3	1115	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	1	1日につき
A3	1116	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	1	1日につき
A3	1118	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一	同一建物減算		90%	25	1日につき
A3	1119	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	2	1日につき
A3	1120	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	1	1日につき
A3	1121	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	1	1日につき
A3	1122	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	1	1日につき
A3	1124	生活支援訪問サービスⅡ			90%	1,711	1月につき
A3	1125	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	90%	147	1月につき
A3	1126	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	90%	82	1月につき
A3	1127	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	90%	74	1月につき
A3	1128	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	90%	66	1月につき
A3	1130	生活支援訪問サービスⅡ・同一	同一建物減算		90%	1,540	1月につき
A3	1131	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	132	1月につき
A3	1132	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	74	1月につき
A3	1133	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	67	1月につき
A3	1134	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	59	1月につき
A3	1136	生活支援訪問サービスⅡ・日割			90%	56	1日につき
A3	1137	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	5	1日につき
A3	1138	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1139	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1140	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービ内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1212	生活支援訪問サービスI日割	特別地域訪問サービス加算	処遇改善加算I	90%	32	1日につき
A3	1213	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算I	90%	3	1日につき
A3	1214	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算II	90%	2	1日につき
A3	1215	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算III	90%	2	1日につき
A3	1216	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算IV	90%	2	1日につき
A3	1312	生活支援訪問サービスI日割	(中山間地域等における)小規模事業所加算		90%	31	1日につき
A3	1313	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算I	90%	3	1日につき
A3	1314	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A3	1315	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A3	1316	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A3	1412	生活支援訪問サービスI日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		90%	29	1日につき
A3	1413	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算I	90%	2	1日につき
A3	1414	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A3	1415	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A3	1416	生活支援訪問サービスI日割		処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A3	1218	生活支援訪問サービスI・日割・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		90%	29	1日につき
A3	1219	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算I	90%	2	1日につき
A3	1220	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A3	1221	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A3	1222	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A3	1318	生活支援訪問サービスI・日割・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		90%	28	1日につき
A3	1319	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算I	90%	2	1日につき
A3	1320	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A3	1321	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A3	1322	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A3	1418	生活支援訪問サービスI・日割・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		90%	26	1日につき
A3	1419	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算I	90%	2	1日につき
A3	1420	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A3	1421	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A3	1422	生活支援訪問サービスI・日割・同一		処遇改善加算IV	90%	1	1日につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービ内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1200	生活支援訪問サービスI	特別地域訪問サービス加算		90%	984	1月につき
A3	1201	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算I	90%	85	1月につき
A4	1202	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算II	90%	47	1月につき
A3	1203	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算III	90%	42	1月につき
A3	1204	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算IV	90%	38	1月につき
A3	1300	生活支援訪問サービスI	(中山間地域等における)小規模事業所加算		90%	942	1月につき
A3	1301	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算I	90%	81	1月につき
A3	1302	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算II	90%	45	1月につき
A3	1303	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算III	90%	41	1月につき
A3	1304	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算IV	90%	36	1月につき
A3	1400	生活支援訪問サービスI	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		90%	899	1月につき
A3	1401	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算I	90%	77	1月につき
A3	1402	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算II	90%	43	1月につき
A3	1403	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算III	90%	39	1月につき
A3	1404	生活支援訪問サービスI		処遇改善加算IV	90%	34	1月につき
A3	1206	生活支援訪問サービスI・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		90%	886	1月につき
A3	1207	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算I	90%	76	1月につき
A3	1208	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算II	90%	43	1月につき
A3	1209	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算III	90%	39	1月につき
A3	1210	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算IV	90%	34	1月につき
A3	1306	生活支援訪問サービスI・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		90%	847	1月につき
A3	1307	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算I	90%	73	1月につき
A3	1308	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算II	90%	41	1月につき
A3	1309	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算III	90%	37	1月につき
A3	1310	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算IV	90%	33	1月につき
A3	1406	生活支援訪問サービスI・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		90%	809	1月につき
A3	1407	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算I	90%	70	1月につき
A3	1408	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算II	90%	39	1月につき
A3	1409	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算III	90%	35	1月につき
A3	1410	生活支援訪問サービスI・同一		処遇改善加算IV	90%	31	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1237	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	6	1日につき
A3	1238	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1239	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1240	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき
A3	1336	生活支援訪問サービスⅡ・日割	(中山間地域等における)小規模事業所加算		90%	62	1日につき
A3	1337	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	5	1日につき
A3	1338	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1339	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1340	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき
A3	1436	生活支援訪問サービスⅡ・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		90%	59	1日につき
A3	1437	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	5	1日につき
A3	1438	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1439	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1440	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき
A3	1242	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		90%	58	1日につき
A3	1243	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	5	1日につき
A3	1244	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1245	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1246	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき
A3	1342	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		90%	55	1日につき
A3	1343	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	5	1日につき
A3	1344	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1345	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1346	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき
A3	1442	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		90%	53	1日につき
A3	1443	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	5	1日につき
A3	1444	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	3	1日につき
A3	1445	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	3	1日につき
A3	1446	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	2	1日につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1225	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	90%	169	1月につき
A3	1226	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	90%	94	1月につき
A3	1227	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	90%	85	1月につき
A3	1228	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	90%	75	1月につき
A3	1324	生活支援訪問サービスⅡ	(中山間地域等における)小規模事業所加算		90%	1,882	1月につき
A3	1325	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	90%	162	1月につき
A3	1326	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	90%	90	1月につき
A3	1327	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	90%	81	1月につき
A3	1328	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	90%	72	1月につき
A3	1424	生活支援訪問サービスⅡ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		90%	1,797	1月につき
A3	1425	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	90%	155	1月につき
A3	1426	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	90%	86	1月につき
A3	1427	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	90%	77	1月につき
A3	1428	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	90%	69	1月につき
A3	1230	生活支援訪問サービスⅡ・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		90%	1,771	1月につき
A3	1231	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	152	1月につき
A3	1232	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	85	1月につき
A3	1233	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	77	1月につき
A3	1234	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	68	1月につき
A3	1330	生活支援訪問サービスⅡ・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		90%	1,694	1月につき
A3	1331	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	146	1月につき
A3	1332	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	81	1月につき
A3	1333	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	73	1月につき
A3	1334	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	65	1月につき
A3	1430	生活支援訪問サービスⅡ・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		90%	1,617	1月につき
A3	1431	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	139	1月につき
A3	1432	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	78	1月につき
A3	1433	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	70	1月につき
A3	1434	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	62	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1261	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	9	1日につき
A3	1262	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	5	1日につき
A3	1263	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	5	1日につき
A3	1264	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	4	1日につき
A3	1360	生活支援訪問サービスⅢ・日割	(中山間地域等における)小規模事業所加算		90%	98	1日につき
A3	1361	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	8	1日につき
A3	1362	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	5	1日につき
A3	1363	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	5	1日につき
A3	1364	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	4	1日につき
A3	1460	生活支援訪問サービスⅢ・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		90%	93	1日につき
A3	1461	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	90%	8	1日につき
A3	1462	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	90%	4	1日につき
A3	1463	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	90%	4	1日につき
A3	1464	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	90%	3	1日につき
A3	1266	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		90%	92	1日につき
A3	1267	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	8	1日につき
A3	1268	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	4	1日につき
A3	1269	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	4	1日につき
A3	1270	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	3	1日につき
A3	1366	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		90%	88	1日につき
A3	1367	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	8	1日につき
A3	1368	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	4	1日につき
A3	1369	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	4	1日につき
A3	1370	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	3	1日につき
A3	1466	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		90%	84	1日につき
A3	1467	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	7	1日につき
A3	1468	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	4	1日につき
A3	1469	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	4	1日につき
A3	1470	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	3	1日につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率90%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1249	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	90%	268	1月につき
A3	1250	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	90%	149	1月につき
A3	1251	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	90%	134	1月につき
A3	1252	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	90%	119	1月につき
A3	1348	生活支援訪問サービスⅢ	(中山間地域等における)小規模事業所加算		90%	2,977	1月につき
A3	1349	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	90%	256	1月につき
A3	1350	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	90%	143	1月につき
A3	1351	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	90%	129	1月につき
A3	1352	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	90%	114	1月につき
A3	1448	生活支援訪問サービスⅢ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		90%	2,841	1月につき
A3	1449	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	90%	244	1月につき
A3	1450	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	90%	136	1月につき
A3	1451	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	90%	122	1月につき
A3	1452	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	90%	109	1月につき
A3	1254	生活支援訪問サービスⅢ・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		90%	2,800	1月につき
A3	1255	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	241	1月につき
A3	1256	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	134	1月につき
A3	1257	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	121	1月につき
A3	1258	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	107	1月につき
A3	1354	生活支援訪問サービスⅢ・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		90%	2,679	1月につき
A3	1355	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	230	1月につき
A3	1356	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	129	1月につき
A3	1357	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	116	1月につき
A3	1358	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	103	1月につき
A3	1454	生活支援訪問サービスⅢ・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		90%	2,557	1月につき
A3	1455	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	90%	220	1月につき
A3	1456	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	90%	123	1月につき
A3	1457	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	90%	111	1月につき
A3	1458	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	90%	98	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1543	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	同一・建物減算	処遇改善加算Ⅰ	80%	4	1日につき
A3	1544	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	同一・建物減算	処遇改善加算Ⅱ	80%	2	1日につき
A3	1546	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	同一・建物減算	処遇改善加算Ⅲ	80%	2	1日につき
A3	1547	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	同一・建物減算	処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1日につき
A3	1548	生活支援訪問サービスⅢ			80%	2,706	1月につき
A3	1549	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	80%	233	1月につき
A3	1550	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	80%	130	1月につき
A3	1551	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	80%	117	1月につき
A3	1552	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	80%	104	1月につき
A3	1554	生活支援訪問サービスⅢ・同一	同一・建物減算		80%	2,435	1月につき
A3	1555	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	209	1月につき
A3	1556	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	117	1月につき
A3	1557	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	105	1月につき
A3	1558	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	94	1月につき
A3	1560	生活支援訪問サービスⅢ・日割			80%	89	1日につき
A3	1561	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	8	1日につき
A3	1562	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	4	1日につき
A3	1563	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	4	1日につき
A3	1564	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1日につき
A3	1566	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	同一・建物減算		80%	80	1日につき
A3	1567	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	7	1日につき
A3	1568	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	4	1日につき
A3	1569	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	4	1日につき
A3	1570	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1日につき
A3	1011	生活支援訪問サービス初回加算	200単位加算		80%	200	1月につき
A3	1012	サービス提供資格評価加算	10単位加算		80%	10	1月につき
A3	1013	上級資格責任者配置加算Ⅰ	86単位加算		80%	86	1月につき
A3	1014	上級資格責任者配置加算Ⅱ	171単位加算		80%	171	1月につき
A3	1015	上級資格責任者配置加算Ⅲ	271単位加算		80%	271	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1501	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅰ	80%	74	1月につき
A3	1502	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅱ	80%	41	1月につき
A3	1503	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅲ	80%	37	1月につき
A3	1504	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅳ	80%	33	1月につき
A3	1506	生活支援訪問サービスⅠ・同一	同一・建物減算		80%	770	1月につき
A3	1507	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	66	1月につき
A3	1508	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	37	1月につき
A3	1509	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	33	1月につき
A3	1510	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	30	1月につき
A3	1512	生活支援訪問サービスⅠ日割			80%	28	1日につき
A3	1513	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	2	1日につき
A3	1514	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1日につき
A3	1515	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1日につき
A3	1516	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1日につき
A3	1518	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一	同一・建物減算		80%	25	1日につき
A3	1519	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	2	1日につき
A3	1520	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1日につき
A3	1521	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1日につき
A3	1522	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1日につき
A3	1524	生活支援訪問サービスⅡ			80%	1,711	1月につき
A3	1525	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	80%	147	1月につき
A3	1526	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	80%	82	1月につき
A3	1527	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	80%	74	1月につき
A3	1528	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	80%	66	1月につき
A3	1530	生活支援訪問サービスⅡ・同一	同一・建物減算		80%	1,540	1月につき
A3	1531	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	132	1月につき
A3	1532	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	74	1月につき
A3	1533	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	67	1月につき
A3	1534	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	59	1月につき
A3	1536	生活支援訪問サービスⅡ・日割			80%	56	1日につき
A3	1537	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	5	1日につき
A3	1538	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	3	1日につき
A3	1539	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1540	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1日につき